重要事項説明書
訪問看護

1　訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社　彩都
代　表　者　名	代表取締役　山本　直樹
所在地・連絡先	（住所）〒771-0203 徳島県板野郡北島町中村字岸ノ上1-236 （電話）088-676-3110　　（FAX)088-676-3101
事業の概要	1.介護保険法に基づく居宅サービス事業 2.介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 3.介護保険法に基づく居宅介護支援事業 4.介護保険法に基づく施設サービス事業 5.介護保険法に基づく介護予防サービス事業 6.介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業 7.介護保険法に基づく介護予防支援事業 8.介護保険法に基づく第1号事業 9.障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 10.障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 11.前各号に附帯する一切の業務

2　事業所の概要

事　業　所　名	訪問看護ステーション彩都
所在地・連絡先	（住所）〒771-0203 徳島県板野郡北島町中村字岸ノ上1-236 （電話）088-676-3110　　（FAX)088-676-3101
事業所番号	3660290119
管　理　者　名	山本　直樹
事業の実施地域	鳴門市　松茂町　北島町　※その他地域要相談

3　営業日及び営業時間

営　業　日	月曜日から金曜日　※土曜日訪問は要相談、日曜日は電話等による体制とし、また祝日、年末年始（12月30日～1月3日）も相談に応じる。
サービス提供日	月曜日から金曜日
営業時間	午前9時から午後6時
サービス提供時間	午前9時から午後6時 （24時間対応体制あり・電話番号　088-676-3110）

4　サービスの提供方針

①訪問看護の提供に当たり、主治の医師の指示のもと利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合、看護師
に代わり理学療法士が訪問いたします。また、24時間体制を整え利用者の同意のもと、緊急時等訪問します。
②訪問看護の提供に当たり、職員の研修機会の確保・定期会議の開催・衛生管理・人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施します。
③事業の実施に当たり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

5　サービスの内容

①　病状・障害・全身状態の観察
②　清拭・洗髪等による清潔の保持
③　食事および排泄等日常生活の援助
④　褥瘡の予防・処置
⑤　リハビリテーション
⑥　ターミナルケア
⑦　認知症患者の看護
⑧　療養生活や介護方法の指導
⑨　カテーテル等の管理
⑩　その他医師の指示による医療処置

6　サービスの利用料等

※サービス利用料・交通費は別紙参照

※キャンセル料

ご利用日の前営業日の午後3時までにご連絡下さい。その場合はキャンセル料は発生いたしません。
それ以外の場合は全額キャンセル料を頂きます。（やむを得ない場合は発生しません）

7 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　１　名　（訪問看護師と兼務）

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、
業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

（２）看護職員　２　名以上

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。

（3）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　１　名以上

必要に応じて雇用し配置し、訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

（4）事務職員　１　名以上

必要な事務を行う。

8　緊急時等の対応方法

　サービス提供中に、利用者の病状に急変等が生じた場合、速やかに主治の医師に連絡し適切な処置を行うとともに、緊急時連絡先へ連絡します。

9　相談窓口・苦情の対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。
・相談責任者　　管理者　　山本　直樹
・対応時間　　午前9時から午後6時
・電話番号　　088-676-3110
・FAX番号　　088-676-3101
※担当者が不在の場合は、窓口応対者が苦情相談記録表を作成し担当者へ引き継ぎます。

※当事業所以外に、市役所等の行政機関もご利用になれます。

・徳島県国保連　088-665-7205
・鳴門市長寿介護課　088-684-1175
・北島町保健福祉課　088-698-9805
・松茂町福祉課　　088-699-8713

10　事故発生時の対応

①サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、関係医療機関、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を行います。
②サービス提供に際し利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を賠償します。但し、利用者側に重大な過失がある場合は協議の上、損害賠償額を減額又は免責できるものとします。

11　守秘義務及び秘密の保持

　事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの情報を保守するべき旨を従業者との雇用契約の内容としています。但し、円滑にサービスを提供するために、主治の医師及び関係機関等に開示しなければならない情報については事前に利用者または家族から文章にて同意を得た上で必要な個人情報を提供します。

令和　　年　　月　　日

上記のとおり重要事項を説明し、文書を交付いたします。

株式会社彩都　　訪問看護ステーション彩都

説明者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

上記のとおり重要事項の説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

利用者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。

代理人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（利用者との関係　　）